

## 大和市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月25日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 古木邦明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 環境施設農政部（一般会計分）
- 3 監査対象期間 令和5年3月～令和6年2月
- 4 監査年月日 令和6年3月25日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境施設農政部（環境総務課、生活環境保全課、農政課、施設課、廃棄物対策課、下水道・河川施設課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
- (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 備品管理に関する事務
  - (9) 基金管理に関する事務
  - (10) 切手の受扱に関する事務
  - (11) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
  - (12) 証紙売りさばきに関する事務
  - (13) 家庭汚水くみ取り手数料徴収に関する事務
  - (14) 家庭し尿浄化槽放流水くみ取り手数料徴収に関する事務
  - (15) 被服貸与に関する事務

- (16) 河川占用許可に関する事務
- (17) 財産管理に関する事務
- (18) つり銭・領収印の管理に関する事務

6 主な着眼点

- ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
- ・収入調定の時期及び金額は適正か
- ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
- ・補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
- ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
- ・前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果

財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。